

# 短期利用特定施設入居者生活介護の 要件緩和について

平成26年11月17日  
厚生労働省老健局

### 論点5

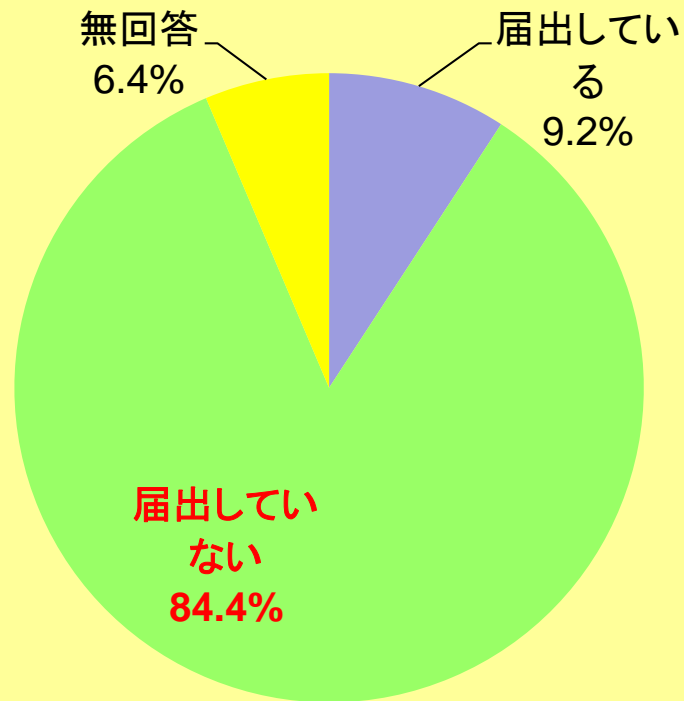
特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)における空き部屋を活用したショートステイについて、都市部などの限られた資源を有効に活用しつつ、地域における高齢者の一時的な利用の円滑化を図るため、要件の見直しを行ってはどうか。

#### 対応案

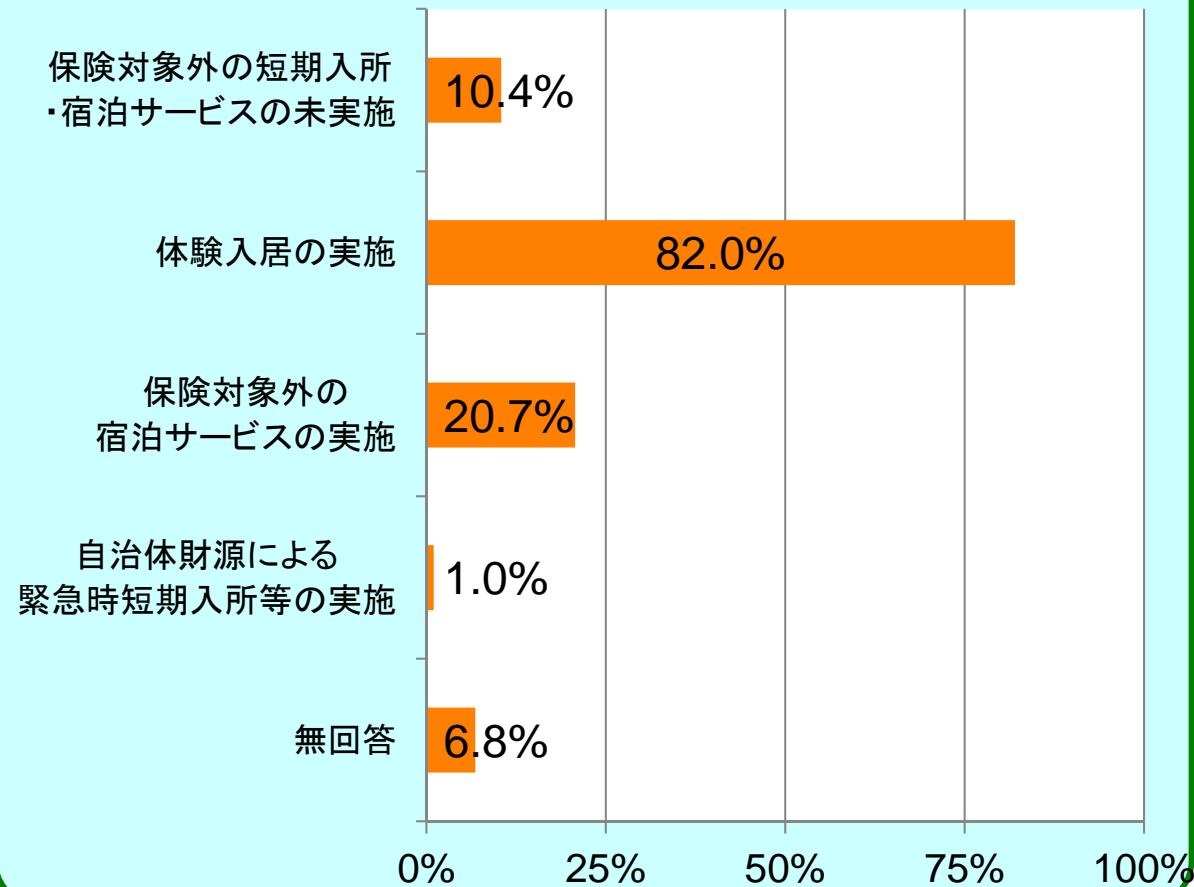
- 現行の要件のうち、①開設後3年を経過したものであること、②入居率80%以上であること、という2つの要件が、制度の円滑利用の阻害要因となっている。
- ①については、個別の施設における経験ではなく、複数の施設を運営する場合も含む事業者としての経験を評価するべきではないかと指摘されている。
- ②については、不測の事態により入居率が80%未満となる場合に、事前に予約を受けていた短期利用の申込みを、事業者側からキャンセルせざるを得なくなる等の課題が指摘されている。
- なお、本来は居住の場として位置づけられていることから、短期利用の利用者の割合の上限を定員の10%とすることを基準化しているところ。
- 具体的には、以下のような見直し(告示の改正)を行ってはどうか。
  - (1): 認知症対応型共同生活介護のH24改定の例に倣い、「居宅サービス等の運営について3年以上の経験を有すること」という合理化を図る。
  - (2): 入居率80%以上であることとする要件については、撤廃する。

- 平成24年度に設けられた特定施設の短期利用の活用は進まない一方で、20%以上の特定施設において、空室を活用した介護保険外・自費負担によるショートステイサービスが実施されている。
- 特定施設の短期利用制度には、入居率が80%以上という要件が課せられており、空室の少ない特定施設では短期利用の受け入れが難しいことから、特定施設の短期利用制度の活用が進んでいない。

短期利用の届出状況



保険対象外サービスとしての取組状況



# 介護付有料老人ホームの入居率

## 1. 有料老人ホームの入居率

① 全体 (n=2,424)

		有料老人ホーム	
		介護付	住宅型
平均入居率	86.6%	88.1%	85.2%

② 開設後1年以上が経過している有料老人ホームの入居率 (n=1,990)

		有料老人ホーム	
		介護付	住宅型
平均入居率	89.5%	89.5%	89.4%

③ 開設後2年以上が経過している有料老人ホームの入居率 (n=1,683)

		有料老人ホーム	
		介護付	住宅型
平均入居率	90.0%	90.0%	90.1%

## 2. 短期利用の状況

	全体の利用件数	短期利用の件数	短期利用の割合
特定施設入居者生活介護	162.3千件	0.6千件	0.4%
認知症対応型共同生活介護	179.5千件	0.3千件	0.2%

○ なお、地域におけるショートステイのニーズに対応するサービスとしては、短期入所生活介護や、小規模多機能型居宅介護などが基本になる。

# 短期入所生活介護について

## 短期入所生活介護の基本方針

「短期入所生活介護」の事業とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

## 必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

### ○ 人員基準

医師	1以上
生活相談員	利用者100人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
介護職員又は看護師若しくは准看護師	利用者3人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
栄養士	1人以上 ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる
機能訓練指導員	1以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

### ○ 設備基準

利用定員等	20人以上とし、専用の居室を設ける ※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる
居室	定員4人以下、床面積（1人当たり）10.65㎡以上
食堂及び機能訓練室	合計面積3㎡×利用定員以上
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室が必要	

# 小規模多機能型居宅介護の概要

「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

